

# 在日韓国人の相続・事業承継に関する一考察

高 沢 修 一

## 要 旨

本稿では、日本経済の一翼を担う特異な存在である在日韓国人の相続・事業承継について検討する。従来，在日韓国人の相続・事業承継は、本国法である韓国の相続法をその拠りどころとしていた。しかし、韓国国際私法が「被相続人の本国法」に代えて「指定当時被相続人の常居所がある国家の法」を優先して適用できるように改正されたことに伴い，在日韓国人の相続・事業承継においても日本国法の相続法の適用が可能となった。実際、在日韓国人は、相続・事業承継を重ねる度に、被相続人及び相続人の本国である韓国との間の結び付きが希薄化し、そのため生活基盤が置かれている日本国法の方が用いやすい状態となっている。よって、本稿では、在日韓国人の相続・事業承継について考察することを目的として、まず相続・事業承継の基盤となる韓国の家族観と社会構造について概観し、次いで、韓国国際私法の改正点と韓国法の相続税課税方式について検証したのである。

## 1 はじめに

1952年、サンフランシスコ講和条約の締結を受けて、日本は朝鮮半島における領有権を放棄する。これを受けて、日本国籍を有する朝鮮人に対する処遇が問題となる。

サンフランシスコ講和条約のなかに国籍条項が存在しないため、日本政府は、同年民事甲第438号民事局長通達にもとづき日本在住の者をも含めてすべての朝鮮人の日本国籍を喪失させる。その後、国籍喪失後も日本に在住した者は、朝鮮戦争の動乱を経て朝鮮が大

韓民国（以下、「韓国」とする）と朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」とする）とに分裂したため、母国の分裂を受けて韓国に属する「在日韓国人」と北朝鮮に属する「在日朝鮮人」とに二分化する。

現在、在日韓国人及び在日朝鮮人が経営権を有する企業のなかには、MKタクシー、安楽亭、モランボン、マルマン及び平和などのように有名企業も存在するが、パチンコ産業を中心とする個人企業主を含む中小の非上場会社がその多数を占める。

従来、在日韓国人及び在日朝鮮人の相続においては、本国法をその拠りどころとしてい

たが、韓国では、1990年に家族法の大改正が行われ、次いで、2001年には渉外私法が「国際私法」と名称が改められたうえで改正され、さらに、2007年に「遺言の方式の準拠法に関する法律」も改正された。これら一連の改正手続きは、在日韓国人の存在を意識したものであり、在日韓国人の相続・事業承継にも大きな影響を与えることになったのである<sup>1)</sup>。

本来、在日韓国人及び在日朝鮮人の相続・事業承継は、在日韓国人と在日朝鮮人との二者に大別してそれぞれ検討を加えるべき性質のものであるが、北朝鮮における資料収集が容易でないため、本稿においては、在日韓国人の相続・事業承継について考察したい<sup>2)</sup>。

## 2 韓国の家族観と社会構造

在日韓国人の相続・事業承継の背景となる韓国社会の家族観と社会構造について概観する。韓国社会では、大家族制度を背景として宗親会、家父長制及び戸主制を前提とする戸主相続及び同姓同本禁婚などが風習として存在していた。韓国の姓は、三国時代（高句麗・新羅・百濟）から継承されているものが多く約270姓を数えるが、このうち五大姓（金・朴・李・崔・鄭）が全体の約50%を占めており、約25の姓で人口全体の約90%を占める。

従来、この同姓に加えて本貫（出身地）も同一である父系血縁関係者同士の婚姻届けについては、民法上受理されなかったのである。この血縁関係と同族意識とを重視する韓国社会の家族観は、一般的に儒教の影響を強く受けた韓国社会独自のものと考えられてきたが、日本植民地時代の残滓とも評される<sup>3)</sup>。

しかしながら、血縁、地縁及び学閥が重視され財閥及び軍閥が存在する社会文化構造は日本の社会文化構造とは明らかに異質な存在である。

1999年9月25日・26日、慶應義塾大学地域研究センターで開催されたシンポジウム「『血縁』の再構築—東アジアにおける父系出自と同姓結合」において、漢民族を中心とした家族・親族を支える父系出自原理の存在である「同姓団体」が韓国、ベトナム、台湾及び沖縄などの中国文化圏を形成する東アジア地域に及ぼした影響力について報告された<sup>4)</sup>。例えば、韓国の社会文化のなかに浸透している父系血縁組織としての「本貫」とそれを母体として族譜を刊行する「宗親会」とは、中国社会の「同姓団体」である「宗族」とは明白に異なる。韓国社会は、華人社会に窺えるようなビジネス上のネットワーク構築を目的として同姓者の任意加入を前提とした流動的な社会的構造という柔軟性に富んだものではなく、閉鎖的な血縁及び地縁関係をその前提とした固定的な社会的構造を形成するが、この血縁及び地縁関係を前提とする韓国社会の家族観も漸次変化の兆しを見せ始めている<sup>5)</sup>。

韓国家族法は1960年に施行されるが、制定当初は日本植民地時代の民法を改定することから着手され、韓国の家族制度をその基盤として戸主制度や同姓同本間の婚姻禁止が設けられるなど男性社会優越主義及び男性血統重視主義を抛りどころとした内容を有するものであった。その後、韓国家族法は、図表1に示すように、改正を重ねながら漸次整備されていく。韓国家族法の改正の歴史のなかで、特筆すべきは1990年改正である。韓国家族法は、戸主制度と同姓同本間の婚姻禁止を主

図表1 韓国家族法の主要改正点

改正年	改正内容
1960年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本植民地時代の民法を大幅改正して新民法を制定し施行した。</li> <li>・異姓養子制度を廃止するなど養子制度を改正した。</li> <li>・戸主の相続優先を認めるが全財産の相続を禁止し、戸主制度と財産制度とを分離した。</li> </ul>
1962年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚時に長男以外の者を強制的に分家するなど法定分家と強制分家の制度を新設した。</li> </ul>
1977年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親権は父母の共同保有に改正した。 (ただし、不同意の際には父が保有する)</li> </ul>
1990年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸主相続制度が戸主承継へと変更され、戸主の権利が弱体化した。</li> <li>・子の均等相続が確立され、子の相続分が改正された。</li> <li>・妻の2分の1財産請求権を確立し、離婚の際に妻の財産分割請求権が認定された。</li> <li>・離婚時に夫婦の合意が得られない際には、母が親権について家庭法院に訴訟できることになった。</li> </ul>
1997年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国憲法裁判所が同姓同本禁婚制度の違憲判決を行った。</li> </ul>
2000年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会本会議において、同姓同本禁婚制度を盛り込んだ民主改正案が決議され確定した。</li> </ul>
2005年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族法改正により戸主制度が全面的に廃止された。</li> </ul>
2008年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法改正案が確定し施行された。</li> </ul>

柱として成立しているが、1990年改正により、同姓同本間の婚姻禁止の改正については見送られたが、戸主相続制度が戸主承継へと変更されて戸主の権利が弱体化し、男女平等と夫婦平等という民主化の実現に向けて大きく前進したのである。さらに、韓国憲法裁判所は、「婚姻制度は、個人の尊厳と平等の基盤の上に、婚姻の時期とその対象を特別な制限なく決定できるよう成立、維持されなければならない」として、1997年7月16日に同姓同本間の婚姻を禁止している民法第809条の第1項を憲法不合致とする見解を発表した。この判決を受けて、国会本会議は、同姓同本禁婚制度を盛り込んだ民主改正案を2000年10月4日に決議し、2005年3月2日に家族法を改正し戸主制度が全面的に禁止され、その後、2008年1月より施行されることになった。

しかしながら、韓国社会には、家族法改正後も封建的な父系血縁関係を重視し伝統的に社会的身分や地位を示す「族譜」にもとづく

「家門」の意識が強く残っており、直ちに韓国社会の風習に大きな変化が生じるとは言い難く、閨闥にもとづいた相続・事業承継の土壤が形成されているのである。

また、事業承継においては、養子制度の活用も求められるが、韓国では、「養子縁組ハ男系ノ血族間ニノミ行ハレ男系ノ血族ハ常ニ同姓ヲ称スルコトヲ以て養子ハ依然トシテ本姓ヲ称ヘ之ヲ変更スルコトナシト雖も常ニ養親ト同姓ヲ称スル」として、父系血統の男子が先祖の祭祀を承継することを前提とする“同姓同本の血縁者養子縁組”にもとづいている<sup>6)</sup>。

つまり、韓国社会においては、伝統的に、“同姓同本の血縁者養子縁組”が遵守されていたが、“異姓の婿養子縁組”は禁じられていた。しかし、今日の한국민법（韓国民法）第984条に拠れば、血の繋がりを前提としない“異姓の養子縁組”が容認されており、事業承継者の確保において可能性を拓げているのである。

### 3 韓国国際私法の改正点

韓国国際私法の前身である韓国涉外私法は、1962年1月15日に制定され公布されているが、日本国国際私法を翻訳したものにすぎないという批判を浴びてきた<sup>7)</sup>。韓国国際私法は、この批判を踏まえて全面的に改正されたものであり、従来の「涉外私法」の名称を変更して2001年4月7日に法律第6455号として公布され、同年7月1日に施行された。2001年7月1日施行の韓国国際私法の改正法では、原則的に被相続人の本国法主義を採用しながらも被相続人の準拠法の選択採用も容認されることになった。この準拠法選択により、「韓国人である被相続人が韓国国際私法にもとづき相続準拠法として日本法を選択した場合には、法令32条により日本法に反致する可能性が新たに生じた」<sup>8)</sup>のである。

韓国涉外私法から韓国国際私法への改正に伴い相続の準拠法については、韓国国際私法第49条に規定された。韓国国際私法第49条は、旧第26条の規定を改めたものであるが、具体的には、旧第26条は「相続は、被相続人の本国法による」と規定するが、第49条第1項は「相続は、死亡当時の被相続人の本国法による」と規定する。ただし、同条同項は、旧第26条に「死亡当時の」という内容を付加したものにすぎないため、在日韓国人の相続・事業承継を検討するうえで、第49条第1項については特に問題を生じさせない。

在日韓国人の相続・事業承継に影響を与えるのは、国際私法第49条第2項の規定であり、同条第2項は、「被相続人が遺言に適用される方式によって、明示的に次の各号の法

律のいずれかを指定するときは、相続は、同条第1項の規定に拘らず、その法律による」と定める。ただし、その指定は、「被相続人が死亡時まで、その国家で常居所を維持した場合に限り、その効力を生ずる」と定める。そして、その第49条第2項第2号で「不動産に関する相続については、その不動産の所在地法に拠る」と規定する。

すなわち、この韓国国際私法第49条第2項第1号に拠り日本国法を相続準拠法として選択した場合には反致にもとづき相続が日本国法に依拠することになり、韓国国際私法第49条第2項第2号に拠った場合には、不動産の相続についてのみ反致にもとづき相続が日本国法に依拠するが、その他の財産については被相続人の本国法である韓国法が適用され、同一人の相続において複数の相続準拠法が適用される可能性を有することになる。

日本国の法の適用に関する通則法（以下、「法例」とする）第36条は、「相続は、被相続人の本国法による」と定める。また、法例第32条は、「親子間の法律関係は、子の本国法が父又は母の本国法（父母の一方が死亡し、又は知れない場合にあっては、他の一方の本国法）と同一である場合には子の本国法により、その他の場合には子の常居所地法による」と規定する。このため、在日韓国人の相続準拠法は韓国法をその拠りどころとする。そして、法例第32条の反致によれば、「法例が定める単位法律関係の準拠法が『本国法』で、その本国の国際私法が同種の単位法律関係の準拠法を常居所地法や住所地法などと定めていて、その準拠法が結果として直接日本法を指定する場合には、その単位法律関係の準拠法に日本法を適用する」<sup>9)</sup>ことになる。

既述のように、韓国国際私法の改正に伴い

相続準拠法は、「被相続人の本国法」に代えて「指定当時被相続人の常居所がある国家の法」を優先して適用すると定めるため、在日韓国人が後者の適用を望んだ場合には、日本国との相続準拠法が適用されることになった。

つまり、在留資格の上では特別永住者である在日韓国人は、例外的な事例を除いては常居所が日本にあるとみなされ、韓国国際私法が定める遺言の方式の準拠法（第50条第3項）の一つである日本国民法が定めた遺言の方式により『相続準拠法は常居所地法である日本法を指定する』との遺言を遺せば、韓国だけではなく、日本国においても法例第32条により相続準拠法を日本法にできるのである<sup>10)</sup>。

また、2007年、「遺言の方式の準拠法に関する法律」（以下、「準拠法」とする）が改正された。準拠法第6条は、「遺言者が地域により法を異にする国の国籍を有した場合には、第2条第2号の規定の適用については、その国の規則に従い遺言者が属した地域の法を、そのような規則がないときは遺言者が最も密接な関係を有した地域の法を、遺言者が国籍を有した国の法とする」と定め、同法第2号には、「遺言者が遺言の成立又は死亡の当時国籍を有した国の法」と規定する。すなわち、在日韓国人が韓国国際私法第49条第2項によって、「適法な遺言の方式で、被相続人の常居所地国（被相続人が指定から死亡時まで継続していた）の法を明示的に指定していたときは、その法を相続準拠法とすること、また不動産所在地法を明示的に指定していたときは、不動産についてはその不動産所在地の法が相続準拠法にすることとする」<sup>11)</sup>と規定されたのである。

## 4 韓国の相続税課税方式

### 4-1 韓国と日本の相続税課税方式の相違点

韓国は、1950年の法律第114号により相続税法を制定し、遺産課税方式を継続採用した。遺産課税方式は、「(i) 被相続人の一生涯の財産を清算する課税であることが明確である。(ii) 遺産分割の操作による相続負担の軽減を防止することができる」という長所を有するが、一方で、「(iii) 遺産分割後、相続財産を取得する者の担税力を考慮できない」という短所を有することになる<sup>12)</sup>。つまり、遺産課税方式とは、被相続人が生涯にわたって納税を回避してきた所得税を後払いするものであり、所得税の清算的存在といえる。

既述のように、韓国社会は、血縁及び地縁関係を前提とする大家族制度を背景としていたため、家族単位での財産承継を想定した場合には遺産課税方式が適していた。しかし、急速な少人数化及び核家族化は、大家族制度を前提とする韓国の家族関係に影響を与え始めており、個々の相続人が遺産を承継する社会環境へと変化し始めている。このため、現代韓国の相続及び事業承継においては、遺産取得課税方式の方が適しているといえる<sup>13)</sup>。

一方、日本の戦後税制は、シャウプ（C. S. Shoup）使節団の調査と助言（以下、「シャウプ勧告」とする）とを端緒とする。シャウプ勧告は、所得税及び法人税に大きな影響を与えるが、相続税でも不当な富の集中的な蓄積を阻止し、その富を国庫に寄与せしめることを目的として税制の整備がなされ財政上の実験としての意義を有すると評された<sup>14)</sup>。

日本国相続税法は、1949年まで遺産課税方

式を採用していたが、1950年のシャウプ勧告において遺産取得課税方式が採用され、さらに、1958年の改正において法定相続分課税方式による遺産取得課税方式が導入された。

遺産取得課税方式は、「①遺産の分割後に取得した財産に応じて各相続人が相続税を納付するため、富の再分配が行われやすいといえる。②遺産取得課税では、遺産取得者の担税力に応じた課税ができる」という長所を有するが、一方で、「③遺産分割を利用した租税回避を招く危惧がある。④相続人や受遺者が多いほど、相続税の平準化を図ることができる。⑤遺産取得課税方式のもとでは、分割して取得した財産に対して相続税が課されるため、分割困難な財産の場合には難題を生ずる」という短所を有することになる<sup>15)</sup>。つまり、遺産取得課税方式とは、被相続人の遺産総額を課税対象とするのではなく、各相続人の課税対象として課税する方式であり、換言すれば、遺産取得額を相続人の所得とみなして、相続人に賦課する所得税の補完的存在といえる。

また、日本と韓国とでは、図表2に示すように、相続人及び相続分が異なり、在日韓国人は日本国相続法の方が理解しやすい。例えば、日本国民法第900条第1項では、「子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続及び配偶者の相続分は、各2分の1とする」と規定し、そして、準拠法第901条では、「第887条第2項又は第3項の規定により相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属がえるべきであったものと同じとする」と規定する。

一方、韓国民法第1003条では、「被相続人の配偶者は、被相続人の直系尊属または直系卑属がある場合には共同して相続人となり、

それ以外の場合（被相続人の兄弟姉妹又被相続人の4親等以内の傍系血族が相続人になる場合）には、配偶者が単独で相続する」と規定する。そして、被相続人の配偶者は、「共同相続人である直系卑属または直系尊属相続分の5割加算となる」と規定する。

すなわち、韓国の相続法では、子の配偶者に相続権を付与している点や第四順位の相続人が存在する点が日本国相続と大きく異なるのである。

また、被相続人が死亡した際に「相続準拠法は常居所地法である日本法とする」という遺言書（自筆証書遺言の場合には、裁判所での検認手続きが必要となる）が残されていた場合には、日本の法例26条は、「死亡当時の本国法」と規定しており、同様に、韓国国際私法49条1項も「死亡当時の本国法」を適用するとあるため、在日韓国人については韓国法が適用される。しかしながら、同法49条2項1号では、遺言により常居所地国の法が指定されており、被相続人がその常居所を遺言時から死亡時まで継続的に保持していた場合には、相続時に適用される法は、死亡当時の本国法である韓国法に代わり、指定当時の被相続人の常居所がある国家の法である日本法が適用されることになるので、相続人は基礎控除の範囲であれば、相続税が課税されることなく、また、相続財産が日本国内に在るものだけであれば韓国の相続税が課税されることもない。

そして、在日韓国人の遺産が韓国と日本国の両方に存在する場合には、韓国相続税法第1条第1項第2号にもとづき、韓国にある遺産は韓国の相続税法の課税対象となる。そのため、在日韓国人である相続人は、日本に住所を有するため、日本国相続税法第1条の3

図表2 日本と韓国の相続の相違点

	日本国	韓国	
配偶者	配偶者は常に相続人となる。		
第一順位の相続人	子	直系卑属（子・孫・曾孫等）	
第二順位の相続人		直系尊属	
第三順位の相続人		兄弟姉妹	

  

	事例	日本国	韓国
第一順位の相続人	配偶者：子A：子B	2：1：1	3：2：2
	配偶者：Aの配偶者：孫a：孫b：子B (注) 子が死亡しているが子Aの配偶者がいる。	Aの配偶者に相続権はない。	9：2：2：2：6
	配偶者：孫a：孫b：孫c (注) 子及び子の配偶者が全員死亡している。 なお、孫cは、子Bの子供である。	孫には、代襲相続が発生する。	3：2：2：2
第二順位の相続人	配偶者：直系尊属	2：1	配偶者の相続分は、直系尊属の相続分の1.5倍となる。 また、配偶者がいる場合でも、子や孫等の直系尊属がない場合には、配偶者のみの単独相続となる。
第三順位の相続人	配偶者：兄弟姉妹	3：1	配偶者がいる場合、兄弟姉妹には相続分がない。つまり、被相続人に配偶者がなく、直系卑属や直系尊属がない場合、兄弟姉妹が相続人となる。
第四順位の相続人		なし	四親等内の傍系血族である。具体的には、叔父・叔母(三親等)、いとこ(四親等)が相続人となる。

(出所) コスマス司法行政書士事務所編、「日本の相続・韓国の相続」TBS network Vol.24を基に自己作成。

にもとづき日本国は相続税法上は居住無制限納税義務者に該当し、そして日本国相続税法第27条及び第33条にもとづき日本国と韓国のすべての相続財産について、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に申告及び納付をしなければならないのである。

#### 4-2 韓国と日本の非上場株式の評価と物納

事業承継において、事業承継資産の大半を

占める株式の存在は大きく、株式を用いて物納を行う相続・事業承継者も存在する。

韓国相続税法及び贈与税法第60条第1項は、「相続税もしくは贈与税が課税される財産価額は、相続開始日もしくは贈与日現在の時価による」と規定し、さらに第60条第2項において、「第1項の規定による時価は、不特定多数の者との間で自由に取引がなされる場合に、通常成立すると認められる価額をいい、収用・公売価格および鑑定価格等大統

図表3 非上場株式の評価方法

評価方法	コスト・アプローチ	マーケット・アプローチ	インカム・アプローチ
計算の方法	評価会社の財務情報である貸借対照表に基づきストックである純資産に着目して価額を計算する。	評価会社と業種・規模・収益等の業務内容が類似している公開会社を標本会社とし比較して価額を計算する。	評価会社が獲得することが期待される将来の経済的利益である収益に着目して価額を計算する。
代表的方法	純資産価額方式	類似業種比準価額方式	収益還元方式・DCF方式
長所と短所	比較的客観性に優れているが、評価会社の清算を前提とするため、市場性や将来の収益性に問題がある。	公開会社の会社情報を前提とするため信頼性が高いが、類似会社の選定において恣意性が入るという問題がある。	将来的な収益性を見積もることができるが、将来予測を前提としているため、客観性に劣るという問題がある。

(出所) 高沢修一稿,『事業承継における非上場株式の評価に関する問題点』「会計」第180巻第6号(森山書店, 2011年) 99ページ。

分類	内 容
簿価純資産価額方式	貸借対照表に計上されている各資産の帳簿価額による純資産価額をもって株式の価額とする。
時価純資産価額方式	貸借対照表に計上されている各資産の時価に引き直し、その純資産価額をもって株式の価額とする。なお、時価純資産価額方式には、再調達時価純資産価額方式(事業を新たに開始する際に同じ資産を取得するとした場合における価額を算定する)と、清算処分時価純資産価額方式(会社を清算するとした場合における早期処分価額を算定する)等がある。

(出所) 中小企業庁編著,『経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン』(2009年) 14ページ。

領が定めるところにより時価と認められるものを含む」と規定する<sup>16)</sup>。

すなわち、韓国の非上場株式は、評価基準日現在の時価、評価基準日前後6月(贈与は3月)の売買取引価額、公売価額、相続もしくは贈与時点の時価と売買価格額、公売価額がなく時価の算定が困難な場合の補充的な方法により評価される<sup>17)</sup>。

一方、日本国(の非上場株式は、図表3に示

すように、コスト・アプローチ、マーケット・アプローチ及びインカム・アプローチにより評価される。

また、日本では、2006年度税制改正により物納許可基準が明確になり、そのため物的手続きをする者が増加した。同様に、韓国においても金融資産に対する依存増加、創業第1世代の引退などにより、図表4に示すように非上場株式による物納件数は大きな割合を

図表4 韓国の相続税及び贈与税物納現況

	非上場株式	不動産	その他
2001年金額	313件(36.2%)	547件(63.2%)	5件(0.6%)
2002年金額	1,587件(81.3%)	360件(18.5%)	4件(0.2%)
2003年金額	1,024件(78.2%)	284件(21.8%)	—

(出所) 한국국세청(韓国国税庁)編著,『국세통계연보(韓国国税統計年報)2004年-2009年』から一部引用。

占めるようになった<sup>18)</sup>。

## 5 おわりに

在日韓国人は、わが国の企業経営の一翼を担う特異な存在である。従来、在日韓国人の相続・事業承継は、本国法をその拠りどころとしていた。韓国国際私法の前身である韓国涉外私法は、1962年1月15日に制定され公布されているが、日本国国際私法を翻訳したものにすぎないという批判の声が大きく、韓国国際私法はこの批判を踏まえて全面的に改正されたのである。

また、韓国国際私法の改正に伴い、相続準拠法が「被相続人の本国法」に代えて「指定当時被相続人の常居所がある国家の法」を優先して適用できるように規定されたため、在日韓国人が後者の適用を選択した場合には、日本国国際私法が適用されることになった。加えて、2007年に、「遺言の方式の準拠法に関する法律」が改正された。このため、在留資格の上では特別永住者である在日韓国人は、例外的な事例を除いては常居所が日本にあるとみなされ、韓国国際私法が定める遺言の方式の準拠法（第50条第3項）の一つである日本国民法が定めた遺言の方式により『相続準拠法は常居所地法である日本法を指定する』との遺言を遺せば、韓国だけではなく、日本国においても法例第32条により相続準拠法を日本法とすることができるようになった。すなわち、在日韓国人は、韓国国際私法の改正に伴い、「被相続人の本国法」に代えて、「指定当時被相続人の常居所がある国家の法」を優先して適用することができ、日本国国際私法が適用できることになったのである。

現在、在日韓国人が経営権を有する企業の中には、有名企業も多数存在するが、パチンコ産業を中心とする個人企業主を含む中小の非上場会社がその多数を占めており、日本経済の一翼を担う存在であることに異議を唱える者は少ない。

本来、韓国社会は、日本の社会構造とは異なり、韓国の社会文化のなかに浸透している父系血縁組織としての「本貫」とそれを母体として族譜を刊行する「宗親会」を主体とする閉鎖的な血縁及び地縁関係をその前提とした固定的な社会的構造を形成していたため、在日韓国人の相続・事業承継もその韓国の社会文化構造の影響を強く受けている。しかしながら、実際に、被相続人たる在日韓国人が三世・四世・五世と事業承継を重ねた場合、本国である韓国との間の結び付きが希薄化し、生活基盤が置かれている日本国国際私法を適用した方が韓国で相続手続きを行うよりも容易であり、相続・事業承継上の当事者利益を確保しやすいのである。

よって、本稿では、韓国国際私法の改正が在日韓国人の相続・事業承継に与える影響について、韓国国際私法の改正点と韓国と日本の相続税課税方式の相違点を中心に考察したのである。

## 注

- 1) 西山慶一稿、「在日韓国・朝鮮人の相続問題」  
判例タイムズ1100号（2002年10月）518ページ。
- 2) 北朝鮮に関する研究論文としては、北野弘久稿、「『朝鮮総連』への固定資産税課税とその法的検討」北野弘久著、『税法問題事例研究』（勁草書房、2005年）等がある。
- 3) 金相容稿、「韓国における戸主制度廃止に関する論議」戸籍時報570号（2004年）24ページ。

- 4) 吉原和男・鈴木正崇・末成道男編著,『<血縁>の再構築 東アジアにおける父系出自と同姓結合』(慶應義塾大学地域研究センター叢書, 2000年)に詳しい。
- 5) 1995年の時点で、7人以上の大家族の世帯数は32.9%から0.9%へと減少し、1人から4人の核家族の世帯数は35.9%から86.6%へと增加了。
- (出所) 金 璋洙稿,「韓国における家族の現状と家族法の動向」山中美由紀編著,『変貌する家族:比較・文化・ジェンダー』(昭和堂, 2004年) 141-146ページ。
- 6) 朝鮮総督府編著,『慣習調査報告書』(1912年) 275・320・326ページ。
- 同姓同本の血縁者養子縁組の具体例としては、同父兄弟ノ子(男)其他男系ノ血統タル從兄弟、再從兄弟、三從兄弟、四從兄弟等ノ子(男)が挙げられる。
- 7) 石 光現著,『2001年改正國際私法解説』(芝山, 2001年) 3ページ。
- 8) 三木義一・西山慶一・高 正臣編著,『日韓国際相続と税一理論・実務・Q&A一』(日本加除出版, 2005年) 33ページに詳しい。
- 9) 西山慶一稿,「『遺言による相続準拠法選択』制度の立法化を」日本司法書士会連合会編, 月報司法書士2005年7月号(No.401)に詳しい。
- 10) 西山慶一稿,「在日韓国人・朝鮮人の相統一その現状と課題ー」日本司法書士会連合会編, 月報司法書士2003年9月号(No.379)に詳しい。
- 11) 三木義一・西山慶一・高 正臣, 前掲書, 58ページ。
- 12) 水野忠恒著,『租税法〔第2版〕』(有斐閣, 2005年) 576ページ以下に詳しい。
- 13) 崔 明根著,「相続課税類型転換および合理化に関する研究」(韓国経済研究院, 2002年) 201ページ。金 完石・高 正臣訳,「相続税課税類型の転換に関する研究」(立命館法学2006年) 210ページ。
- 14) M. Bronfenbrenner and K. Kogiku, "The Aftermath of the Shoup Tax Reforms: Part I", National Tax Journal, Vol. X. No.3, September,

1957, pp.240-241.

資産課税におけるシャウブ勧告の主要点としては、相続税と贈与税との一体化、累積課税方式の導入、遺産課税方式から遺産取得課税方式への課税方式の移行、相続税率における累進度の高い税率の採用、富裕税の創設及び相続税の配偶者に対する減額等の内容が挙げられる。

15) 水野忠恒著, 前掲書, 576ページ以下に詳しい。

16) 朴 薫稿・高 正臣訳,「韓国の非上場株式の物納に関する研究」(立命館法学2006年2月号) 233ページに詳しい。

17) 同上 242ページ。

なお、補充的評価方法による評価額は、以下の計算式により求められる。補充的評価方法による評価額 = (純損益価値 × 3 + 一株当たりの純資産価値 × 2) ÷ 5

(18) 한국국세청(韓国国税庁)編著,『국세통계연보(韓国国税統計年報)2004年-2009年』に詳しい。

## 参考文献

- 한국국세청(韓国国税庁)編著,『국세통계연보(韓国国税統計年報)2004年-2009年』
- 한국산업자원부·대한상공회의소(韓国産業資源部·大韓商工会議所)編著,『전국중소유통업체총람(全国中小流通業総覧)』(2002年)
- 한국중소기업부(韓国中小企画庁)編著,『영세소매업지원대책(零細小売業支援対策)』(2005年)
- 木棚照一監修,『在日』の家族法Q&A〔第3版〕』(日本評論社, 2010年)
- 北野弘久著,『税法問題事例研究』(勁草書房, 2005年)
- 北野弘久著,『税法学原論〔第六版〕』(青林書院, 2007年)
- 北野弘久・小池幸造・三木義一編著,『争点相続税法(補訂版)』(勁草書房, 1996年)
- 高 翔龍著,『現代韓国法入門』(信山社, 1998年)
- 高沢修一著,『事業承継の会計と税務』(森山書店, 2008年)

中小企業庁編著,『経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン』(2009年)

朝鮮総督府編著,『慣習調査報告書』(1912年)

西山国顕著,『在日韓国・台湾・中国・北朝鮮人の渉外相続登記の理論と実務』(ティハン, 2003年)

福岡安則著,『在日韓国・朝鮮人—若い世代のアイデンティティ』(中央公論社, 1993年)

三木義一・西山慶一・高 正臣編著,『日韓国際相

続と税—理論・実務・Q & A—』(日本加除出版, 2005年)

水野忠恒著,『祖税法〔第2版〕』(有斐閣, 2005年)

山中美由紀編著,『変貌する家族: 比較・文化・ジエイダー』(昭和堂, 2004年)

吉原和男・鈴木正崇・末成道男編著,『<血縁>の再構築 東アジアにおける父系出自と同姓結合』(慶應義塾大学地域研究センター叢書, 2000年)